第明治三十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第１０２３６号
大阪市西区北堀江３丁目５番４号　シティーアーク北堀江403
債務者　小林　建太
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２１号
大阪府東大阪市御厨東２丁目３番８号　安戸文化
債務者　南永広こと　金　　永湖
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２２号
大阪市天王寺区上汐３丁目３番23―203号
債務者　小林　純子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８６号
大阪市大正区泉尾２丁目15番19号
債務者　木田　哲也
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７号
愛媛県大洲市八多喜町甲3142番地
債務者　宮田　隆子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第３４２２号
横浜市保土ケ谷区東川島町84番地の16
債務者　新庄　拓造
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４２３号
横浜市保土ケ谷区東川島町84番地の16
債務者　新庄美和子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６７５号
神奈川県相模原市東淵野辺４丁目６番８号
債務者　宮本　牧子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７号
神奈川県相模原市大野台５丁目24番３号
債務者　加山　亮太
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２８号
神奈川県相模原市高根１丁目９番２―202号
債務者　平野絵理奈
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６号
栃木県大田原市前田29番地２
債務者　益子　輝子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第８号
栃木県那須塩原市関谷1234番地７、前住所埼玉県草加市北谷１丁目４番11号　田口コーポ103号
債務者　石川　重也
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１２号
栃木県那須塩原市鍋掛1088番地26
債務者　益子慎太郎
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１０号
石川県七尾市所口町ニ部17番地１
債務者　足立　啓子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第９号
静岡県浜松市北区新都田２丁目６番23号　サンティーエＣ棟102号
債務者　松下　照子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
静岡県浜松市中区小豆餅１丁目30番30号　小豆餅ハイツＡ号
債務者　山中みどり
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係